



平成 21 年 6 月 5 日

各位

会社名 株式会社 飯 田 産 業
代表者名 代表取締役社長 兼井 雅史
(コード番号 8880 東証第一部)
問合せ先 取締役 専務執行役員 経営企画部長
千葉 雄二郎
(TEL. 0422-36-8848 (代表))

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成 21 年 7 月 24 日開催予定の第 33 回定時株主総会に「定款一部変更の件」の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、同法附則第 6 条により、当社の定款上株券を発行する旨の規定が廃止されたものとみなされております。

そのため、当該規定を廃止するとともに、株券の電子化によって不要となったその他の株券の発行に関する規定および実質株主に関する規定を削除し、条数の繰り上げを行う等現行定款に所要の変更を行うものであります。

また、株券の電子化に伴い、新たな株券喪失登録はなされなくなるため、これに関する規定も削除されますが、会社法第 221 条の規定により、株券発行に関する規定を廃止する定款変更の日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所であります。)

現行 定款	変更案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(株券の発行)	(削る)
第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。	
(自己株式の取得)	(自己株式の取得)
第 8 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第 9 条 当社の単元株式数は、100株とする。	第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。
2. 当社は、 <u>単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)</u> に係る株券を発行しない。	(削る)

<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第12条～第42条(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p> <p>第11条～第41条(現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年7月24日(予定)

定款変更の効力発生日 平成21年7月24日(予定)

以上